

平成 16 年 1 月 8 日

都道府県労働局労働基準部安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長

災害調査復命書の写しの送付について(依頼)

最近、製造業等において爆発火災等の重大な労働災害が多発しているところであるが、災害発生の背景要因を検討する必要があるので、貴局において実施した下記の災害調査復命書の写しを 1 月 15 日までに当課あて送付されたい。

記

1 対象とする労働災害

写しの送付対象とする業種は、製造業(注)とする。また、下記(1)、(2)及び(3)については、特に留意されたい。

(注)被災労働者の所属事業場が製造業であるもの、または被災場所が他の事業場内にある場合はその「他の事業場」が製造業であるもの。

- (1) 製造業において、使用者が異なる労働者(元請の事業場における下請の事業場の労働者、違法派遣等)が同一の場所において混在作業を行っていて発生した災害のうち、作業間の連絡調整不足が原因と思われる災害及びこれに類する災害であるもの。
- (2) 製造業において、生産(定常作業)を他社に注文している注文者の工場において、これを請け負った者(構内下請等)又はその労働者の災害であって、製造設備等の危険性の情報の連絡が十分でなかったため発生したと思われる災害及びこれに類する災害であるもの。
- (3) 製造業において、改修工事等の非定常作業を請け負った者又はその労働者の災害であって、製造設備の危険性の情報の連絡が十分ではなかったため発生したと思われる災害及びこれに類する災害であるもの。

2 対象とする発生時期

対象とする労働災害の発生時期は、平成10年から15年までとする。また、平成5年に発生した労働災害の災害調査復命書が局又は署に保存されている場合は、それを含む。

3 除外できる労働災害

次に該当する労働災害は、写しの送付対象から除外できるものとする。

・交通労働災害

・労働災害の発生原因として被災労働者が所属する事業場の要因のみであることが明らかである災害

(例)自社工場内で発生した自らの金属加工機械による災害で、自らの事業場の者のみに関与している災害

・別添(既に本省労働衛生課又は化学物質調査課において把握している災害調査復命書一覧)に示す災害

4 送付の連絡先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課(内5481 奥村、大村)直通電話 03-3595-3225

都道府労働局	発生日月	事業場	担当課
北海道			化学物質調査課
北海道			労働衛生課
北海道			化学物質調査課
北海道			化学物質調査課
北海道			労働衛生課
北海道			化学物質調査課
青森			労働衛生課
青森			労働衛生課
青森			化学物質調査課
岩手			化学物質調査課
宮城			化学物質調査課
宮城			化学物質調査課
宮城			化学物質調査課

都道府労働局	発生年月日	事業場	担当課
福岡			化学物質調査課
福岡			労働衛生課
福岡			化学物質調査課
福岡			化学物質調査課
福岡			労働衛生課
福岡			化学物質調査課
福岡			化学物質調査課
福岡			化学物質調査課
福岡			労働衛生課
福岡			労働衛生課
福岡			化学物質調査課
福岡			労働衛生課
福岡			化学物質調査課
福岡			労働衛生課
福岡			化学物質調査課
福岡			労働衛生課
福岡			化学物質調査課
佐賀			化学物質調査課
長崎			化学物質調査課
長崎			労働衛生課
長崎			化学物質調査課
長崎			労働衛生課
長崎			化学物質調査課
長崎			化学物質調査課
長崎			化学物質調査課
長崎			労働衛生課
長崎			化学物質調査課
長崎			化学物質調査課
長崎			化学物質調査課

都道府労働局	発生年月日	事業場	担当課
長崎			化学物質調査課
熊本			化学物質調査課
熊本			化学物質調査課
熊本			化学物質調査課
大分			労働衛生課
大分			化学物質調査課
宮崎			化学物質調査課
鹿児島			化学物質調査課
鹿児島			労働衛生課
鹿児島			労働衛生課
鹿児島			化学物質調査課
鹿児島			労働衛生課
鹿児島			化学物質調査課
沖繩			労働衛生課
沖繩			化学物質調査課
沖繩			化学物質調査課
沖繩			労働衛生課
沖繩			化学物質調査課